

令和7年度丹波市学校給食事業について

学校給食は、児童・生徒の健康な身体をはぐくみ、給食を通じて食べることの
大切さや食への感謝等を学ぶことを目的として実施しています。
学校給食の食材は、保護者の皆さまに納めていただいた給食費を含め、賄っています。
以下をご一読いただき、給食費の確実な納付にご協力ください。



給食の主食形態 米飯給食を基本とします。

学校給食費・納付方法について

学校給食費は、「1食単価×給食日数」を毎月精算し、給食を食べた翌月に、口座振替により納付していただきます。口座振替にかかる手数料は、丹波市が負担します。

1食あたりの給食費は次のとおりです。

区 分		1食あたり	振 替 日
小学校	児童	245円	振替日：翌月27日 再振替日：翌々月15日 (休日の場合は、翌営業日)
	丹波市要保護及び準要保護の 就学援助の認定を受けた者	無料	
中学校	生徒	無料	

振替口座は、以下の金融機関から選択してください。

- ・丹波ひかみ農業協同組合
- ・中兵庫信用金庫
- ・みなと銀行
- ・三井住友銀行
- ・但馬銀行
- ・京都銀行
- ・京都北都信用金庫
- ・兵庫県信用組合
- ・ゆうちょ銀行

※振替口座の名義人は、保護者、お子さま及びご家族の方どなたでも可能です。

口座振替依頼書の提出先は次のとおりです。

ゆうちょ銀行の場合 → 丹波市教育委員会 教育総務課 学校給食係へ提出してください。

それ以外の金融機関の場合 → 各自で金融機関へ提出してください。

※口座振替依頼書は「預貯金者用」も含めて、3枚とも提出してください。

金融機関へ提出される際は、通帳の届出印を必ずご持参ください。

年間の給食費振替日と振替金額

毎年5月中旬に、給食費の振替日と振替金額(概算)を通知します。

<学校給食停止の届出について>

入院、転出、その他の理由等(学校行事を除く)による給食停止については、停止日の8日前までに、学校に申し出てください。

届出がない場合または届出から停止日までが1週間未満の場合は、給食を準備することとなり、給食費を請求させていただきますのでご了承ください。

丹波市教育委員会 教育総務課 学校給食係 (山南庁舎2階)

〒669-3198 兵庫県丹波市山南町谷川1110 TEL 0795-70-0880 FAX 0795-70-0814